

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 9 月 1 日

郡上市長　日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八幡・市島（中上・中々）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 8 月 6 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 対象地区的課題

・今回実施したアンケート調査結果において、対象の個人農家は、当面（5 年以上）は、現状のまま農業を続けると回答している反面、農業後継者についてでは、「農業後継者がいない」とした回答や農業後継者に不安を持っている回答があった。農業放棄地化の未然防止のため、将来に向かって農業後継者を育成・確保する長期ビジョンの地区内協議が必要である。

・今後、他地区を含めた離農者の増加に伴い、アグリサービス等の担い手農家に農地を委託しても畦畔管理等の農作業処理能力の限界から、期待する農作業を全て支えきれないため、地区全体の農地環境整備や農地維持を目的とした国交付金・補助金等の活用が必要である。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・今回のアンケート調査結果において、対象の個人農家は「農業経営を維持する」と回答しており、当地区の営農に関しては、当面の推移に不安はない。しかしながら、後継者がいないと回答した農家も存在することから、将来、営農が困難となった場合の手立てとして、地区代表者、担い手農家などとの協議の機会を持つこととする。

- ・離農する場合には、地区代表者、担い手農家等と農地中間管理機構を活用した中間管理権の設定も視野に農地の貸付先を協議する。また、担い手農家は、経営効率化の観点から、分散錯置を解消するため、必要に応じ農地転換するなど新たな経営農地について担い手農家間で協議のうえ権利設定する。
- ・「人・農地プラン」の策定により、当該地区の将来の農業像が明確になったことから、農地維持に最も必要な農業後継者づくりのために、営農の有無、地区内居住などに捉われず、誰もが当該地区の農業に参加できる体制の構築を目指す。

## 6. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

### ・農地の貸付け等の意向

現状において農地貸付を希望する個人農家はないものの、事案発生時にあっては、農地借入を希望する個人農家・担い手農家を検討する。なお、担い手農家の経営効率に鑑み農地集約化、農地管理方法等について、担い手農家間で協議するとともに地区地権者にも理解を求める。

### ・農地中間管理機構の活用方針

農地貸付希望者が農地中間管理機構を利用する場合においては、理解を得られた地権者から順次中間管理権の設定を行う。また、農地借入者は、同設定に合わせ農地保全を目的とした国県事業の活用についても検討する。

### ・基盤整備への取組方針

市島用水組合や他地区の集落営農組織等と連携し農業生産基盤の安定を図る。

### ・後継者の育成

地域内の農業後継者育成のため誰もが農業に参加できる体制の整備を図り訴求する。

### ・国交付金の活用

中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の活用により営農環境整備及び農地維持に取り組む。